

## 第22期第11回網走海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年7月30日（土） 13時30分～15時30分
- 2 開催場所 網走市 オホーツク総合振興局 3階講堂
- 3 出席委員 横内武久、高桑康文、新谷哲也、川口和良、清野一幸、片川隆市、石塚治、深山和彦、石本武男、阿部興志輝、大澤真人（以上11名）
- 4 欠席委員 馬場浩一、元角文雄、鈴木英樹、飯田弘明（以上4名）
- 5 臨席者 オホーツク総合振興局産業振興部水産課 漁業管理係長 村上寿一
- 6 事務局 網走海区漁業調整委員会 事務局長 渡邊修司  
主 事 近藤隆嗣
- 7 議事事項  
議案第1号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について  
議案第2号 定置漁業権相続人の適格性について  
議案第3号 定置漁業権相続人の適格性について  
議案第4号 定置漁業の休業中の漁業許可について  
議案第5号 河口付近におけるさけ・ます採捕の制限に係る委員会指示の発動について  
議案第6号 船舶を使用して行う釣り漁法による水産動物の採捕及び船舶を使用して行う釣り漁法によるさけの採捕に係る委員会指示の発動について
- 8 その他
- 9 議 事

事務局長 定刻より若干早いですが、皆様お集まりになりましたので、ただ今から、第22期第11回網走海区漁業調整委員会を開催したいと思います。

初めに横内会長より、ご挨拶を申し上げます。

会 長 開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。  
委員の皆様には本日はお忙しいところ、また土曜日の開催にも関わらず出席いただき、ありがとうございます。

オホーツク総合振興局から村上漁業管理係長のご臨席を賜り、厚くお礼申し上げます。

まず、先日開催しました「河口付近におけるさけ・ます採捕の制限」と「船舶を使用して行う釣り漁法による水産動物の採捕及び船舶を使用して行う釣り漁法によるさけの採捕」に係る公聴会に出席していただきました委員の皆様には、深く感謝申し上げます。

公聴会では、遊漁関係者及び漁業関係者から数多くの意見を頂きました。これらの意見を踏まえまして委員の皆様には、後ほどご審議の方よろしく申し上げます。

さて本日の会議で予定しております議題ですが、事前にお知

らせしました「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請期間について」、「定置漁業権相続人の適格性について」、「河口付近におけるさけ・ます採捕の制限に係る委員会指示の発動について」、「船舶を使用して行う釣り漁法による水産動物の採捕及び船舶を使用して行う釣り漁法によるさけの採捕に係る委員会指示の発動について」に加えて、知事から7月28日付けで「定置漁業の休業中の漁業許可について」の諮問がありましたので、本日の議題に急遽追加しております。

委員の皆様には、積極的なご発言と合わせて、円滑な審議へのご協力をお願い申し上げまして、簡単ですが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく申し上げます。

事務局長 次に、本日の委員会にご臨席されている方々を、ご紹介いたします。

オホーツク総合振興局水産課の村上漁業管理係長です。

次に、出席人員の報告をします。

定員15名中、本日の出席委員は11名で、定足数に達していますので、本日の委員会は成立いたします。

それでは、会長を議長といたしまして、本日の議事進行をお願いいたします。

会長 それでは、これより会議に入ります。

まず、議事録署名委員の選出についてですが、恒例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委員一同 異議ありません。

会長 それでは川口委員と阿部委員に議事録の署名をお願いします。

会長 では、これより議事に入ります。

議案第1号、知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間についてを上程します。

事務局から内容を説明してください。

事務局長 議案第1号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

議案第1号は、かに固定式刺し網漁業（オホーツク総合振興局管内及び宗谷総合振興局管内沖合海域）の制限措置の内容及び申請すべき期間に関する諮問となります。

漁業法の改正に伴い、都道府県知事が漁業の許可を行う場合、「制限措置の内容」及び「申請すべき期間」を公示することと

されております。

また、公示にあたっては事前に、関係漁業調整委員会に意見を聴かなければならないこととされております。

このため、資料1ページ目のとおり、網走海区漁業調整委員会に諮問がございました。

各漁業の制限措置の内容等については、振興局から説明いたしますので、よろしくご審議ねがいます。

## 水産課

かに固定式刺し網漁業（オホーツク総合振興局管内及び宗谷総合振興局管内沖合海域）の許可のうち、宗谷総合振興局関係に係る許可の有効期間が、令和4年12月14日をもって満了となり、このため、当該漁業許可に係る一斉更新（新規の許可）にあたり、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、令和4年7月12日付け漁管第853号により、知事許可漁業に係る制限措置（漁業種類、操業区域、漁業時期、許可等すべき船舶等の数及び船舶の総トン数及び漁業を営む者の資格の六項目）の内容及び申請すべき期間について、意見を求めるものです。

制限措置の内容と申請すべき期間について、別紙で説明します。

漁業種類は、いずれもかに固定式刺し網漁業。

漁業種類とは、知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したもので、申請及び事務処理の利便性を考慮し、漁業種類の末尾に、括弧書きで宗1～4まで区分しております。

操業区域は、記載のとおりで現許可から変更はありません。

漁業時期は、毎年、12月15日から翌年5月30日までで、現許可から変更はありません。

船舶の総トン数は15トン未満で、現許可から変更はありません。

許可等をすべき船舶等の数は、DEF海域が15隻、CEF海域が13隻、CF海域が10隻、C海域が21隻の合計59隻としており、漁業調整の観点並びに既存漁業者の漁業の継続性を考慮し現状の許可隻数とする考えです。

漁業を営む者の資格は、宗谷総合振興局管内に住所を有する者で、現許可から変更はありません。

申請すべき期間は、漁業法第42条第2項及び北海道漁業調整規則第12条第2項の規定により、1月を下らないこととなっており、令和4年10月3日から同年11月2日までを予定しております。

その他、参考事項としまして、許可等の有効期間、申請書の

提出先、許可に付ける予定の条件について、備考欄に記載しております。

会 長 　　ただ今の説明について、ご質問やご意見はありませんか。

委員一同 　　ありません。

会 長 　　特にないようですので、道から諮問された原案については、この内容のとおり承認することとし、その旨、知事に答申することで、よろしいでしょうか。

委員一同 　　異議ありません。

会 長 　　それでは、そのように決定します。  
次に、議案第2号と3号ですが、同じ「定置漁業権相続人の適格性について」ですので、合わせて上程します。  
事務局から内容を説明してください。

事務局長 　　諮問の内容について、説明いたします。資料をご覧ください。  
今回ご審議いただく内容は、網走市の笹谷香代子から北海道知事に、相続により漁業権の持分を取得したため、漁業法の規定に基づく届け出があり、これを受けて知事から当委員会に対し、届出人に係る適格性について、諮問があったものです。  
届出の内容は、網さけ定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、網小さけ定第1号、小清さけ定第1号、第2号、第3号、第4号の持分0.793を、網さけ・ます定第2号、第4号、第7号、第8号、第12号、第15号、第17号、第20号、第21号、第26号、第27号の持分0.84を前権利者の笹谷正明から、相続人 笹谷香代子が相続したというものです。  
添付資料として、1ページ目に「知事からの諮問文の写し」、2ページ目に相続人と被相続人との関係を示した「相続関係図」を添付しています。  
被相続人の笹谷正明は、妻の香代子と長男の笹谷誠がおりますが、資料3ページ目のとおり香代子が持分を相続することについて同意が整っています。  
また4ページ目から11ページ目までに「相続する漁業権の内容」としまして、免許状の写しを抜粋して添付していますので、後ほどお目通し願います。  
なお12ページ目に相続人 笹谷香代子より提出された「免許についての適格性に関する誓約書」を添付しており、その中

で相続人は、漁業法第72条第1項第2号から第4号にいずれにも該当せず、暴力団員等とは無関係であることを誓約しています。

以上で議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

ご審議いただく内容は、興部町の背戸卓也から北海道知事に、相続により漁業権の持分を取得したため、漁業法の規定に基づく届出があり、これを受けて知事から当委員会に対し、届出人に係る適格性について、諮問があったものです。

届出の内容は、興さけ定第1号の持分1.428を前権利者の背戸から、相続人 背戸卓也が相続したというものです。

添付資料として、1ページ目に「知事からの諮問文の写し」、2ページ目に相続人と被相続人との関係を示した「相続関係図」を添付しています。

被相続人の背戸裕は、長女の背戸希、長男の背戸卓也、二男の背戸直樹がおりますが、資料3ページ目にありますとおり、卓也が持分を相続することについて同意が整っています。

5ページ目から7ページ目までに、「相続する漁業権の内容」としまして、免許状の写しを添付していますので、後ほどお目通し願います。

なお8ページ目に相続人 背戸卓也より提出された「免許についての適格性に関する誓約書」を添付しており、その中で相続人は、漁業法第72条第1項第2号から第4号にいずれにも該当せず、暴力団員等とは無関係であることを誓約しています。

以上で説明を終わります。

適格性の有無につきまして、よろしくご審議の程をお願い致します。

会 長 　　ただ今の説明について、ご質問やご意見はありませんか。

委員一同 　　ありません。

会 長 　　特に意見がないようですので、相続人は適格性があるものと認め、その旨、知事に答申することとして、よろしいですか。

委員一同 　　異議ありません。

会 長 　　それでは、そのように決定します。

会 長 　　次に、議案第4号定置漁業の休業中の漁業許可についてです

が、こちらは先ほど挨拶でも触れたとおり事前にご案内した議事事項ではございません。

北海道知事から、当委員会に対して令和4年7月28日付けで諮問されたものであり、その内容は9月1日から始まる定置漁業に関するものとなっております。

このため、緊急性があると判断し、急遽、議題に追加したいと考えております。

網走海区漁業調整員会規程第4条では、委員会の会議は、あらかじめ通知した事項に限って審議するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認められた事項については、この限りでない。」と規定されております。

本件を緊急の必要性があるものとし、議題に追加し審議することとしてよろしいでしょうか。

委員一同

異議ありません。

会長

それでは、議案第4号「定置漁業の休業中の漁業許可について」を上程します。

事務局から内容を説明してください。

事務局長

議案第4号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

1ページ目と2ページ目が知事からの諮問文となります。資料3ページ目をご覧ください。こちらが本件に関する経過と関係法令を整理した資料となります。

まず対象となる定置漁業が、常さけ・ます定第10号で、漁業権者は、北見市常呂町の湊基一と川口司朗の2名となっております。

免許期間は平成31年6月1日から平成35年12月31日までとなっております。

経過につきましては、漁業法第87条の規定に基づき免許権者から令和4年6月6日付けで、令和4年9月1日から令和4年9月16日までの期間についての休業届が提出されました。

これを受けて、知事が令和4年6月22日付けで休業中の漁業許可の申請期間について告示をしております。

申請期間は、令和4年6月22日から令和4年7月21日までとなっております。

その後、令和4年7月11日付けで、北見市常呂町の川口和良ほか128名から許可の申請がなされました。3の下枠の中にありますとおり、漁業法第88条第1項の規定により、適格性を有する者は、知事の許可を受けて休業中の漁業権の内容たる漁業を営むことができることとされています。

この申請を受けまして、4になります。知事より網走海区漁業調整委員会に対して、「許可することについての意見」及び「許可にあたり条件を付すことについての意見」について、諮問があったところでございます。

4の下枠にございますが漁業法第88条第2項の規定により、申請があったときは、知事は海区委員会に意見を聴かなければならないこととされており、許可することについての意見、例えば、適格性に問題があるか、許可しない場合に該当するか、その他の事項を含めまして意見を求められているものでございます。

また、漁業法86条第2項で漁業権に条件を付けようとするときも海区委員会に意見を聞かなければならないこととされております。

資料の4ページ目をご覧ください。

漁業法第71条に知事が免許をしない場合について、規定されております。第1項に、申請者が第72条に規定する適格性を有する者でないときと規定されており、適格性として第72条には、個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性しない者として、次の各号のいずれにも該当しない者とするとして4つ定めております。

1として漁業又は労働に関する法令を遵守しない者。2として暴力団員等であること。3として法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前2号のいずれか該当する者があるものであること。4として暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。また、同法71条第3項でも、同種の漁業権の不当な集中に至るおそれがあるときなど、免許してはならない場合が規定されています。

資料2ページ目にお戻り願います。

許可申請があったのは、川口和良ほか128名からの1件となっております。

申請者からは添付書類の欄の1から11のうち、丸印が付いたものが提出されており、5の法第72条第1項第2号から第4号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面も添付されております。

再度、資料3ページ目の一番下の枠をご覧ください。

先程触れましたが、漁業法86条第2項において、漁業権に条件を付けようとするときも海区委員会に意見を聴かなければならないこととされております。

ここでの条件とは、資料1ページ目の諮問文の記書き以下の3つの条件のことで、この内容は、従前の免許に付されていたものと同じものとなっております。

資料５ページ目から７ページ目は参考資料として、休業する常さけ・ます定第１０号の免許状の写しと漁場図を添付しております。

説明は以上となります。許可することについての意見及び条件を付することについて、よろしくご審議願います。

会 長 　　ただ今の説明について、ご質問やご意見はありませんか。

委員一同 　　ありません。

会 長 　　特にないようですので、道から諮問された内容については、この内容のとおり承認することとし、その旨知事に答申することで、よろしいでしょうか。

委員一同 　　異議ありません。

会 長 　　それでは、そのように決定します。

次に、議案第５号「河口付近におけるさけ・ます採捕の制限に係る委員会指示の発動について」を事務局から説明してください。

事務局長 　　議案第５号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

河口付近におけるさけ・ます採捕の制限に係る委員会指示についてですが、近年、全道のさけ・ます来遊資源は減少傾向が続き、オホーツク東部海域においても増殖事業団体の懸命の努力にもかかわらず、全道同様の減少傾向が続いております。

一方、当管内は、他管内への種卵の供給を行っており、さけ・ます資源の回復が重要な課題の一つとなっております。

このため、道では、当地域のさけ・ます資源の回復対策として、野生魚の活用に関する調査研究の推進とさけ・ます親魚の河川遡上を促す取組を推進することとしました。

このような中、北見管内さけ・ます増殖事業協会においても、道の対応方向を踏まえ、野生魚を保護しながらの資源づくりに取り組むため、関係機関との共同研究による野生魚を活用した資源回復に向けた調査を計画しているところであります。

これらの取組や調査などを着実なものとするため、さけ・ますの河川遡上を促すための河口付近の制限について、道から網走海区漁業調整委員会に対して、漁業法第１２０条第１項の規定に基づく委員会指示の発動について、令和４年７月４日付け漁管第７８７号で要請がございました。

また、この要請において、事前に広く意見を聴取する機会の

確保についても、依頼があったことから、令和4年7月27日に網走市内で公聴会を開催しました。

まず委員会指示の案について、説明します。

資料1ページ目をご覧ください。

委員会指示の内容としましては、斜里町のホロベツ川、ペレケ川、オンネベツ川、糠真布川、斜里郡小清水町及び網走市の浦士別川並びに網走市の藻琴川の河口付近におけるさけ及びますの採捕について制限するものであります。

それぞれの川の規制の内容は、ホロベツ川については、左岸側が、斜里郡斜里町大字遠音別村字岩尾別401番地地先に会長が建設した標柱の位置、右岸側が斜里郡斜里町大字遠音別村字岩尾別国有林1378林班口小班地先に会長が建設した標柱の位置沖合方向に左方が265度05分、右方297度05分の沖合100mの位置を結んだ区域において令和4年9月1日から令和4年12月10日までの期間を禁止するものです。

ペレケ川については、2ページにあります別図の基点ア河口左岸、基点イ護岸南西側基部、基点ウ西防波堤先端南西側基部、基点エ河口右岸の各基点を結んだ線に囲まれた海面において令和4年9月1日から令和4年10月31日までの期間を禁止するものです。

オンネベツ川については、左岸側が斜里郡斜里町国有林1229林班ホ小班地先に知事が建設した標柱の位置右岸側が斜里郡斜里町国有林1301林班イ小班地先に知事が建設した標柱の位置沖合方向に左方・右方とも301度30分の沖合500mの位置を結んだ区域において令和4年9月1日から10月31日までの期間を禁止するものです。

糠真布川については、左岸側が斜里郡斜里町字峰浜国有林81地先に会長が建設した標柱の位置右岸側が斜里郡斜里町字峰浜国有林81地先に会長が建設した標柱の位置沖合方向に左方・右方とも321度21分の沖合100mの位置を結んだ区域において令和4年9月1日から12月10日までの期間を禁止するものです。

浦士別川については、左岸側が網走市字北浜206番地地先に会長が建設した標柱の位置右岸側が小清水町字浜小清水2番地の5地先に会長が建設した標柱の位置沖合方向に左方が26度、右方が14度30分の沖合100mの位置を結んだ区域において令和4年9月1日から12月10日までの期間を禁止するものです。

藻琴川については、左岸側が網走市字藻琴247番の1地先に知事が建設した標柱の位置右岸側が網走市字北浜14番地に知事が建設した標柱の位置沖合方向に左方・右方とも32.4度

の沖合1000mの位置を結んだ線において、令和4年9月1日から12月10日までの期間を禁止するものです。

次に公聴会の概要ですが、表紙ページをご覧ください。

開催日時が令和4年7月27日の16時30分から17時20分まで、場所は網走市オホーツク文化交流センター大会議室、出席委員は横内会長、高桑副会長、新谷副会長、阿部委員、石本委員、清野委員、川口委員、石塚委員、馬場委員、深山委員の10名です。

また、臨席者として、オホーツク総合振興局水産課の村上漁業管理係長にも出席いただいております。

公聴会に来場された方の総数は59名で、そのうち14名の方が意見を述べられました。

加えて、公聴会に参加できない方のためにメールやファックス、郵送などによる公述書の募集も行い、48件の公述書の提出がございました。

資料の5ページ目から10ページ目が公聴会記録、11ページ目から31ページ目までが公述書となっております。

非常に多くの意見が寄せられており、全ての意見をご紹介することは困難なことから、比較的多くの方から寄せられた意見等を抜粋したのを2ページにまとめております

項目毎にまとめて説明いたします。

資源減少の原因・遊漁の影響については、「資源の減少が釣り人が原因であるという根拠を示して欲しい。」、「釣り人により釣獲されているサケ・マスの数量を把握し、その上で制限が必要か検討してほしい。」、「サケマス資源の減少の原因を把握し、それに沿った対応策を講じるべき。」、「サケマス資源の減少は温暖化やレジームシフトが原因であり、遊漁者への規制は効果に疑問がある。」とさけ・ます資源の減少理由が、遊漁に起因するものなのか疑問があったり、遊漁の影響量を把握してから規制すべきという意見がございます。

今回の河口規制は、遡上や自然産卵を促進し、野生魚を増やすためのものであり、遊漁者だけでなく全ての者の採捕が規制されるものです。

また、平成30年から止別川において、河口規制の期間を延長しておりますが、遡上量が増加している傾向があります。

全てが禁止期間の延長によるものかわかりませんが、一定の効果はあるのではないかと考えられます。

さらに今後、遊漁による釣獲量の調査も計画されておりますので、そういったデータを蓄積することで、より効果的な遡上促進対策に役立つのではないかと期待されます。

会 長 資源減少の原因と遊漁の影響について説明がありましたけど委員の皆様から何か、ご意見はありますか。

深山委員 河川遡上を促すことで、資源状況が回復すると確信しておりますので、そのための規制を早急に実施すべきと考えていますので、よろしくお願いいたします。

会 長 他にご意見ございますか。

委員一同 ありません。

会 長 事務局より次の項目を説明してください。

事務局長 漁業者への規制です。

「釣り人の規制よりもまず漁業者の漁獲量を規制すべきではないか」、「自然産卵数確保のためと言うのであれば、河口付近の定置網での捕獲も規制するべきである。」、「回遊状況をみて遡上自然産卵時期を設け、この期間は漁網、船舶、丘釣りによる全ての捕獲を禁止にしているかどうか。」、「漁獲に対する規制と河口規制の同時進行で行わなければ意味を成さないのではないか。」といった漁業者も努力すべきという意見です。

こちらにつきましては、定置網漁業の漁場計画策定時に親魚の遡上に配慮された配置となっており、その区域にしか定置網漁業を設置できないことや操業時期が限られていること、河川遡上が思わしくない時は、網揚げを行うなどの対策を取っていると考えております。

会 長 何かご意見はございますか。

石塚委員 管内の定置網は、陸から一定の距離をとることで、河川遡上を促す配置となっています。現に総来遊数の中で河川遡上率の割合は他の海域に比べて高い傾向にあります。こういった取組が資源が減少したとはいえ、他管内よりも減少の幅が小さい。これだけまだ帰ってきていることにも結びついているものと考えます。河川遡上を促進することが資源の維持、回復にとって必須であると考えています。

会 長 他にございますか。

委員一同 ありません。

会 長 次の項目を説明してください。

事務局長 制限期限の設定・制限撤廃の条件についてです。  
「制限を実施する期限（年数）を設定すべき。」、「制限を撤廃する条件を明示すべき。」、「制限することにより見込める遡上数の増加などの効果を明確に示して欲しい。」、「資源量の目標設定を明確化して、規制と解放を調整する。」など制限の年限や効果、制限解除の明示についての意見です。  
こちらにつきましては、野生魚の遡上量とその後の来遊量をセットで考える必要があり、ある程度長期に亘っての遡上促進策を行う必要があると考えます。  
また、長期的に実施することで、より持続的な効果が期待されるものと思います。  
一方で、規制解除については、単一河川の遡上量や来遊量だけでなく、管内の他の河川や場合によっては、他の管内の状況にも考慮する必要があり、定量的に決めることは難しいと考えます。

会 長 何かご意見はございますか。

高桑委員 今の資源レベルがそう簡単に回復するとは考えづらいのではないかと感じています。  
制限の効果を見極めながら、長期的な検討が必要になると思います。

会 長 他に何かございますか。

新谷委員 制限した川の遡上量などについては、公表するという考え方はあるのかお聞きしたい。

事務局長 長期に亘る調査となる見込みのため、ある程度データを蓄積し分析の上、公表すると聞いています。

会 長 他に何かございますか。

委員一同 ありません。

会 長 次の項目を説明してください。

事務局長 経済的影響についてです。  
「さけ釣り道具の売り上げは、釣り具メーカー、業界で非常

に多く、年間の50%を見込んでいる。釣り具で生計を立てている者としては死活問題。」「制限することにより釣り具店や観光業、飲食店、宿泊施設、コンビニ等への影響も考慮すべき。」といった釣り具関連や観光業への経済的な影響についての意見です。

こちらにつきましては、さけます資源の回復を図ることが、地域の皆様の経済に効果があると考えます。また、水産資源を持続的に利用できるようするための措置でもありますので、地域の継続的な発展にも寄与するものと考えます。

会 長 委員の皆様、何かご意見はございますか。

一 同 ありません。

会 長 次の項目を説明してください。

事務局長 規制期間の短縮、実施延期についてです。

こちらにつきましては、「規制の開始が案では、9月1日からとなっておりますが、10月1日もしくは9月15日からで十分ではないでしょうか。それくらいの期間なら、漁獲量減少への影響は少ないはずです。」「採捕制限の周知期間が短すぎる。来年度からの実施としてほしい。」「調査手法が他の権利へも影響することから、調査を同年度に実施せず1年前ぐらいから告知してもらいたい。」といった制限期間の短縮や実施期間への延長についての意見です。

禁止期間につきましては、さけますの野生魚の遡上を促進するために設定した期間であるので、短縮は難しいかと思えます。

実施期間につきましても、初年度ということでスケジュールが厳しくなりましたので、今年は9月1日からとしております。

会 長 何かご意見はございますか。

新谷委員 現状の秋さけ資源の状況を考えますと対策を行うことが遅いくらいだったと感じています。延期すればするほど秋さけ資源の回復が困難になることは明白だと思っていますので、予定されたとおり実施をお願いしたいと思えます。

会 長 他に何かございますか。

清野委員 からふとまずは早ければ、8月頃には遡上している魚もあり、より多くの魚を遡上させるためには、早い時期からの制限が必

要だと考えます。

会 長 他に何かございますか。

委員一同 ありません。

会 長 次の項目を説明してください。

事務局長 ライセンス制についてです。

こちらは非常に多くの方から意見がございましたが、代表的な意見を紹介します。

「漁業者と遊漁者が共存できるような仕組みを検討してほしい。」、「排除するのではなく、ライセンス制度にして、有料化や釣獲尾数制限する。」、「ライセンス制度にすることで、マナーの向上やライセンス料によるふ化放流事業への協力、町の活性化が期待できる。」といった、ライセンス制を望む意見です。

ライセンス制については、マナーの向上や釣果尾数の把握等に効果が見込めますが、意見にありますような有料化による実施は、現行の法令では非常に難しいと思います。

会 長 何かご意見はございますか。

石本委員 遊漁については、以前から制度の創設を国等に要望しておりますが、一向に進んでいない現状です。何かしようとしても根拠となる法令がなく、話が前に進まない状況で甚だ遺憾だと思っています。一朝一夕にできるものではないですが、一日でも早い遊漁のルールを作ってもらいたいと思います。

会 長 他に何かございますか。

石塚委員 仮にライセンス制度ができるようになったといたしましても、河口付近での釣りは別問題であると考えます。

また、先日の公聴会の中でもキャッチアンドリリースをすればよいのではないかという意見もございましたが、産卵遡上のために河口付近へ集まってきたさけ・ますを釣り上げて多大なストレスや外傷を与えるようなことは、増殖事業の現場の例から見ても野生魚であれ、ふ化場魚であれ未熟卵や精子の活性が落ちるとということが想定されます。それによって受精率や発眼率が大幅に低下することに結びつくものと心配されます。従いまして産卵のために河口付近に集まった親魚を採捕させるべきではないと考えます。

会 長 他に何かございますか。

委員一同 ありません。

会 長 次の項目を説明してください。

事務局長 次は、河口付近におけるさけ・ます採捕の制限についての肯定的な意見となります。  
代表的な意見をご紹介します。  
「制限については妥当なものであり、賛同する。」、「河口を塞ぐように釣り人が立ち並び、遡上が難しい状況となっている。」、「河川の河口付近におけるさけ・ます採捕制限について、強い賛成の意を表します。年々漁獲量も減少し、環境対応といった観点からも野生魚の重要性が言われている中、釣りに関して規制等がないことにとっても疑問を持っていました。」、「(漁業関係者は)河川遡上の障害を改善する取組として、魚道清掃、簡易魚道の設置を自分達でするなど色々な取組をしている。行政とも協議しながら何とか魚の遡上環境が改善して、資源が回復するように必死で努力しているところです。現状の資源状況では、規制が必要だと考えますので、是非提案どおり進めていただきたい。」、「全道的にも深刻な資源状況にある中、将来の資源となる親魚についてはこの地区から他地区への移譲も実施されており、この地区の資源回復は全道にとっても重要なものであると考えます。そのことから、さけ・ます資源の持続のためにも提案どおり進めていただきたい。」と説明は以上となります。

委員会指示の発動についてご審議願います。

会 長 河口付近におけるさけ・ます採捕の制限に係る委員会指の発動について、全体として何かご意見はございますか。

深山委員 さけやからふとます来遊量は著しく減少しており、資源保護対策を早急に打たなければならない状況になっていると思いますので、案のとおり委員会指示を発動すべきと考えます。

新谷委員 深山委員が発言されたとおり、急いで対策を打っていただきたいと思います。ただ、この委員会指示で終わりではなく、今後の資源状況を見ながら、制限内容を変更する必要も出てくることもあると思いますし、漁業者自身も親魚の遡上対策について努力していく必要があると考えております。

様々な対策を組み合わせることで資源回復に繋がると思っていますので、委員会指示の発動に賛成をいたします。

会 長

他にご意見はございますか。

なければ議案第5号河口付近におけるさけ・ます採捕の制限に係る委員会指示の発動について原案のとおり委員会指示を発動することによろしいですか。

委員一同

異議ありません。

会 長

それでは、そのように決定します。

次に、議案第6号「船舶を使用して行う釣り漁法による水産動物の採捕及び船舶を使用して行う釣り漁法によるさけの採捕に係る委員会指示の発動について」を上程します。

事務局から内容を説明してください。

事務局長

議案第6号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

斜里町ウトロ地区を中心とする地先海域では、秋さけの船釣りが盛んであり、遊漁者の増加に伴って秋さけ資源への影響とともに海難事故の発生、漁場や漁港内でのトラブル等が懸念されていきました。

このため、平成元年から遊漁と漁業との調整を図るとともに、遊漁秩序や釣り人等のマナーの確立を図ることを目的として、特定の海域と期間内における秋さけの船釣りを全面的に禁止した上で、海区委員会の承認（ライセンス）を受けた者に限り、秋さけの船釣りが行える委員会指示を発動しております。

一方、近年、網走沖合海域において、秋さけ船釣りの遊漁船やプレジャーボートが増加し、漁具被害や漁業活動への影響が見られる事態となっています。

また、網走沿岸海域においても、ミニボートやゴムボートによる秋さけ船釣りが増加し、漁具被害や漁業活動への影響、海難事故の発生など問題が生じています。

このため、これまでのウトロ沖合海域に加えて、網走市から現海域までの海域を新たに秋さけ船釣り禁止区域を設定し、その中にライセンス区域を定めることとしました。

また、禁止期間についても秋さけ来遊期である10月末日まで延長し、漁具被害防止を図るとともに、来遊量が減少していることから、釣獲上限尾数を10尾から5尾に変更することとしています。

これらの内容は、これまでの委員会指示を大きく変更することとなることから、広く意見を聞くために令和4年7月27日

に公聴会を開催しました。

公聴会に出席できない者も想定されたことから、メールやファックス、郵送による公述書も募集しております。

これらの意見を踏まえ委員会指示の発動について、審議するものです。

次に委員会指示案の内容について、説明します。

資料の1ページ目をご覧ください。主な変更点について、説明いたします。

まず、昨年からの大きな変更点として、先程も言いましたとおり、これまでのウトロ沖合海域に加えて、網走・斜里海域が追加されたことです。

これに伴い、各海域の秋さけ船釣り禁止期間、ライセンス期間、ライセンスの発行隻数を定めております。

具体的には、秋さけの船釣り禁止期間ですが、ウトロ海域は令和4年8月25日から10月31日まで、網走・斜里海域は令和4年9月1日から10月31日までとなっております。

ライセンス期間が、ウトロ海域は9月1日から9月25日まで、網走・斜里海域が9月1日から9月30日までとなっております。

それ以外に1の定置網周辺500m以内の海域での船釣り禁止期間は、ウトロ海域、網走・斜里海域ともに9月1日から10月31日までとなっております。

資料2ページ目にライセンス発行隻数が記載されております。ウトロ海域の遊漁船が32隻以内、プレジャーボートが53隻以内、網走斜里海域の遊漁船が25隻以内、プレジャーボートが15隻以内となっております。

また、同一申請者によるウトロ海域と網走・斜里海域への両方の申請は認めない案となっております。

資料3ページ目、4ページ目には、網走斜里海域において、漁具被害や海難事故の未然防止のための相互監視や連絡体制について、規定しております。

資料5ページ目で釣果の制限として、1日一人あたり5尾以内とし、また放流の禁止も定めております。

以上が、委員会指示案の内容となります。

次に公聴会の概要ですが、表紙をご覧ください。

開催日時が令和4年7月27日18時30分から19時15分まで。場所と出席委員、臨席者は先程の河口付近におけるさけ・ます採捕制限に係る公聴会と同じでございます。

公聴会に来場された方の総数は81名で、そのうち24名の方から意見を頂きました。

こちら、公聴会に参加できない方のために、メールやファ

ックス、郵送などによる公述書の募集も行い、30件の公述書の提出がございました。

資料の25ページ目から33ページ目が公聴会記録となっております。

非常に多くの意見が寄せられており、全ての意見をご紹介することは困難なことから、比較的多くの方から寄せられた意見等を抜粋して23ページ目から24ページ目にまとめておりますのでこちらで、説明します。

項目毎にまとめて説明いたします。

まず、実施時期・周知範囲について説明します。

「釣り具屋・釣りをしている方、反対の方、自然保護団体などを委員会に取り入れてもっと適正なルールを模索していただきたい。1年間かけて見直しの検討をお願いします。」、「新しい網走の船釣りライセンス制度決定に当たり通常最低でも3ヶ月前に告知・決定ではないでしょうか。」、「安心して釣りをを行うために、制限は必要と思いますが、まずは釣り人と漁業関係者の双方が納得できるような体制を考えて頂きたいと思います。」、「もう少し、実施するまでの期間を延ばして頂きたい。」、「相当数の船が、釧路、帯広、旭川、札幌から来ているのが実情だと思っておりますので、その方々にも周知する方法も考えていただきたいと思っております。」と主に今年実施する制度であるのに周知が遅いことや周知する範囲への意見となっております。

この意見にありますとおり、周知期間は遅くなっていますが、これは漁業者や遊漁船業者、プレジャーボート団体など調整相手が多いことや、ライセンス海域や隻数の調整に時間を要したことなどが原因であります。

会 長 何かご意見はございますか。

新谷委員 漁業と遊漁との調整については、非常に難しい部分もあることは理解しておりますし、時間がかかったことについても理解しております。しかし、昨年網走沖合の状況を考えますと一年後ということは言ってもらえないのも事実であろうかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会 長 ほかに何かございますか。

新谷委員 この委員会指示が発動された場合に、ライセンス制度の周知方法はどのようにするのか、考えをお聞かせ願ひればと思ひます。

事務局長 管内の漁業協同組合、市町村、遊漁船業者、プレジャーボート団体、釣り具店には直接文書で通知するほか、報道機関への情報提供やホームページの掲示板で周知する考えでいます。

会 長 ほかに何かございますか。

一 同 ありません。

会 長 次の項目を説明してください。

事務局長 制限隻数関係と団体制について説明いたします。

こちらは、「去年は海難事故が発生してもおかしくない状況で、これを是正するには、区域を特定し、隻数を制限してのライセンス制の導入しか無いと思っております。」、「許可船舶の船舶数、特にプレジャーボート15隻の根拠がなく、ただの締め出しにしか思えない。」、「プレジャーボート15隻、遊漁船25隻、ウトロエリアに対し半分以下となっておりますが、これは一体何故でしょうか。ウトロエリアと同様とまではいかないもののもう少し増やしてもいいのではないのでしょうか。」、「網走の遊漁船全部を入れてほしい。」、「ライセンスの船数があまりにも少なすぎる為、増やすことを考えてください。」、「特別に日曜日だけでも枠を増やすとか、そのような手を考えて頂きたい。」、「ライセンスの枠が少ないため希望する人数が多い場合、クラブ内でのライセンスの貸与を認めてほしい。」、「ライセンスを個別に割り当てるのではなく、漁具被害を無くすためにルールを徹底を周知するため、遊漁船団体を作り、その団体にライセンスを発行して貰えるよう仕組みにして欲しい。」といった隻数制限は必要であるが、現在の案の隻数が少なすぎるといった意見や団体に対して承認枠を与えて、その枠を団体の中で回したいとの意見となっております。

会 長 何かご意見はございますか。

高桑委員 漁具被害等のことを考えると余り隻数は増やしたくないところですが、遊漁船はどれくらいいるのでしょうか。

事務局長 斜里町から網走市、北見市、佐呂間町付近までで61隻の遊漁船の登録がございます。

石塚委員 遊漁船の登録隻数が61隻ということですが、61隻にすることはこの海域の狭さを考えると無理ではないかと思

ます。

規制案では遊漁船が25隻となっておりますけれども公聴会の意見を参考にしますとウトロ海域並みの30隻、要するに登録隻数の半分ぐらいの30隻が妥当なところではないかなと思います。

ただし、漁具被害が収まらなければ当然来年以降、減らす必要があると思いますので、事前にしっかりと周知して頂いて、相互監視などもしっかりと頂くことが必要だと思います。

深山委員

隻数に関して地元以外の船については、どのように考えているのですか。

新谷委員

網走沖というのは海域も狭いということを考えますと入れる隻数というのは漁船も稼働していることを考えますと限られると思います。

現にウトロ海域でライセンスを受けている人も網走海域に来ていると聞いていますので、ウトロ海域でライセンスを受けている人はウトロ海域で、網走・斜里海域に設定されるライセンス区域については地元の人達以外は遠慮して頂きたいと言わざるを得ないのではないかと考えています。

高桑委員

遊漁船は分かりました。プレジャーボートはどれぐらいの隻数はどのくらいでしょうか。

事務局長

網走の沖合で遊漁をしているのは、北見マリクラブと美幌マリクラブの団体に所属している船でして、それぞれ40隻程度と聞いております。ただ、団体に所属していない船もおりますので、そちらの船については数の把握できていない状況となっております。

川口委員

それに加えてフリーの人もいるのであれば、結構な数だと思うのですが。

清野委員

遊漁者の意見の中には、クラブや団体の中で枠を融通する方法について提案が出ているようですが、どのように考えますか。

事務局長

ライセンス承認船に対しまして、ウトロ海域では旗を配布して、その旗を掲げて秋さけ船釣りをしてもらっています。網走・斜里海域におきましても同様にライセンス承認者に旗をお渡しするという事を考えております。

その旗を個人ではなくて、団体に渡して団体の中で交代で使

用して頂くことを意見として頂いております。

高桑委員 団体に所属している者の方が、連絡体制が取りやすかったり、必要な講習を受けたりしていることも多いので、漁具被害の防止の観点からも意見にもあったように望ましいと思います。

また、相互監視もしやすいと思うので、団体所属を優先するような制度を構築してもらいたいと思います。

事務局長 承認を出すときにウトロ海域でも優先順位を付けておりますので、団体所属者を優先するような制度にすることはできると考えております。

深山委員 団体優先はよいと思いますが、プレジャーボートの隻数をどうするかになるとは思います。

石塚委員 公聴会の中でマリクラブの方からも意見がありましたけれども、それぞれのクラブが40隻ずつで80隻になるわけですが、意見の中で9月の日曜日は4日間しかない。少なくとも1回以上クラブの会員が釣りを楽しむことを望むという意見がありました。

そういうふうに考えると一クラブが40隻だと4日間で10隻ぐらいとなります。2つのクラブがあるので、併せてクラブの会員に対して20隻。それとフリーの方もかなりいると聞いていますが、中々そこをきちんとお互いに監視することは難しいということはありますけれども、そのフリーの分も考えるとその分で10隻ぐらいと考えれば全体として30隻という線でどうなのかと考えます。

もちろん、しっかりと相互監視を行って、秩序ある体制をマリクラブに取ってもらうということで、漁具被害を絶対に発生させないことが条件になると思います。守らない場合は、来年は減らすということをしっかりと行って進むべきではないかと思えます。

会 長 大変貴重なご意見でございました。隻数について、他にご意見はございますか。

委員一同 ありません。

会 長 隻数制限について、意見があったように遊漁船が30隻、プレジャーボートが30隻、団体優先、地元優先ということで進めることでよろしいでしょうか。

委員一同 異議ありません。

会長 それでは、そのように決定いたします。  
他に何かございますか。

事務局長 確認をしたいのですが、プレジャーボートのフリーの方の承認につきましても遊漁船と同じく、地元を優先させる考えをしたいのですが、よろしいでしょうか。

大澤委員 遊漁船と同様、まずは地元を優先で良いのではないかと思います。

会長 それでは次の項目を説明してください。

事務局長 ミニボート・ゴムボート関係について説明いたします。  
説明する前に少し補足いたします。従前のウトロ海域でのライセンス制度では、船舶検査のない船については安全性を担保できないということで、ミニボートやゴムボートにつきましてもライセンス承認の対象外としておりました。  
これにつきましては網走・斜里海域も同様に考えております。ただ、秋さけ船釣りの禁止期間が昨年までは8月25日から9月25日までと短かったことから、この禁止期間以外でのゴムボートでの秋さけ船釣りをすることは自由にできる状況でした。  
今回の案では、禁止期間を延長することとなりまして、ゴムボートによる秋さけ船釣りは、ほぼ出来なくなる状況になるかと思えます。  
そのことについての主な意見は次のとおりです。  
「ゴムボートユーザーは、実質的に完全排除されることとなり、この非情な制度に疑問を感じると同時に、憤りを隠せません。帽子岩周辺に設置されていた小定置網は9月下旬には撤去されていたはずとのことで、そうであれば、定置網付近での船釣り禁止期間が10月31日までと長期間にわたることは納得できるものではありません。ゴムボートにも、遊漁船やプレジャーボートのように、期間やエリアに関するライセンス制度を設けて欲しい。行政が主導する講習会などに参加することを必須とするなどすれば、遊漁と漁業が共生できる可能性はまだ残されていると思っております。」  
「沿岸域のゴムボートによる鮭釣りは、定置網漁具の付近で行われておりますので、漁船が操業するのに非常に困っております。また、早朝や霧がかかると、漁船からは非常に見づらく、

発見が遅れる可能性があります。禁止もやむを得ないと思います。」、「昨年ですが、沿岸域でゴムボートの海難事故が発生し、漁業者として救難に当たりましたが、残念ながら死亡者も出てしまいました。ゴムボートによる鮭釣りは、こちらから見て非常に危険だと感じておりますので、今回の規制はやむを得ないと思います。」と他にも同様に賛成する意見が数件ございましたが、禁止に反対する意見は他にはございませんでした。

会 長 何かご意見はございますか。

大澤委員 先程のお話のとおりゴムボートは、漁船から非常に見にくく、安定性も悪く、海難事故の恐れもあるので、案のとおり禁止すべきと考えます。

会 長 他に何かございますか。

委員一同 ありません。

会 長 それでは次の項目を説明してください。

事務局長 3つの項目をまとめて説明させていただきます。

両海域へのライセンス、釣獲上限関係、相互確認についてになります。

まず、両海域へのライセンスにつきましては、「斜里にしましては今までウトロでのライセンスがあったので、網走に入るのは大反対です。」、「ウトロライセンスと網走ライセンスと兼用できないものか、検討していただきたい。」と真逆の意見が来ております。

現在の委員会指示案では、両海域への申請は無効としており、どちらか一方の海域でしか承認されない仕組みとなっております。これは、両海域とも限られた承認隻数であることやウトロ海域において実施しているライセンス制度については、斜里町在住者が優先して承認される制度であったことから公平性を考慮し、そのようにしております。

次に釣獲上限関係についてですが、「一人5匹どころかゼロの状況なのに、一人5匹ましてや10月31日まで鮭釣り禁止は漁業者の言いなりに過ぎない。」、「オホーツクエリアでのサケの匹数制限、こちらは賛成です。やはり限りある資源なので、リミットを設けるのはとても良いと思います。」とこちらも正反対の意見となっております。

この意見については、ウトロ海域で当初、1日5尾で始めら

れたライセンス制度が来遊状況の好転により10尾に変更されたことから、来遊状況に合わせた尾数に設定することが合理的と判断しますので、現状の来遊状況を考えますと1日5尾とするのがよいのではないかと考えております。

最後に相互確認についてですが、「ライセンス海域で不適切な行為を発見した場合、無線機などで注意を呼び掛けるとなっているが、知らない人に注意することは非常に危険。知っている者どうして連絡取り合うだとかにしたほうがよい。」との意見でした。これについては、意見とおりで考えます。

説明は以上です。

委員会指示の発動についてご審議願います。

会 長 何かご意見はございますか。

委員一同 ありません。

会 長 なければ、船舶を使用して行う釣り漁法による水産動物の採捕及び船舶を使用して行う釣り漁法によるさけの採捕に係る委員会指示の発動について、全体として何か意見はございますか。

新谷委員 昨年、網走の漁業者は沖合で漁具被害が非常に発生いたしました。また、沿岸域では先程からご審議しているようにやゴムボートが多数航行している状況で操業にあたり非常に困った状況となっております。

多少、時期が遅くなってしまいましたけれども本日、委員会で話し合われた内容を修正の上、委員会指示を発動してライセンス制度を実施してもらいたいと思いますので、よろしく願います。

深山委員 ライセンス制度はウトロ海域においても30年以上、ライセンス制度が実施されております。ただ、トラブルなどもありますので、やはりライセンス制度の必要性はあると思います。

是非とも、本日の委員会の内容で委員会指示を発動してもらいたいと思います。

会 長 他にご意見ございますか。

委員一同 ありません。

会 長 それでは、議案第6号「船舶を使用して行う釣り漁法による水産動物の採捕及び船舶を使用して行う釣り漁法によるさけの

採捕に係る委員会指示の発動について」は一部修正の上、委員会指示を発動することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同 異議ありません。

会長 それでは、そのように決定いたします。  
以上で本日、予定していた議題は全て終了しました。  
それでは、「その他」として、委員の皆さんから、何かございますか。

一同 ありません。

会長 それでは、これで本日の委員会を終了いたします。

以上